

運輸安全規定

株式会社 東成流通サービス

安全管理規定

第1章 総 則

第1条 (目 的)

この規定は、貨物自動車運送事業法第15条の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営方針等

第2条 (輸送の安全に関する基本的な方針)

社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する意見に対し、真摯に耳を傾けるなど常に現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという認識を徹底させる。

2、輸送の安全に関する計画の策定・実行・チェック・改善 (Plan・Do・Check・Act) を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

第3条 (輸送の安全に関する重点施策)

前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- ① 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令および安全管理規定に定められた事項を遵守する。
- ② 輸送の安全に関する費用支出および投資を積極的かつ効率的に行うよう努める。
- ③ 輸送の安全に関する内部監査を実施し必要な是正処置または予防処置を講ずる。
- ④ 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有する。
- ⑤ 輸送の安全に関する教育および研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施する。

2、協力会社等を利用する場合にあたっては、協力会社等の輸送の安全の確保を阻害するような行為を行わない。さらに、協力会社等と長期契約を結ぶ等の密接な関係にある場合は、可能な範囲において、協力会社等の輸送の安全の向上に協力するよう努める。

第4条 (輸送の安全に関する目標)

第2条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

第5条 (輸送の安全に関する計画)

前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施および管理の体制

第6条 (経営者の責務)

経営者は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

2、経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な処置を講じる。

3、経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。

4、経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施および管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

第7条 (社内組織)

次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を行う。

- ① 安全統括管理者
- ② 運行管理者
- ③ 整備管理者
- ④ その他必要な責任者

2、各部署の管理者は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し社内を統括し、指導監督を行う。

3、輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に社内に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

第8条 (安全統括管理者の選任および解任)

取締役のうち、貨物自動車運送事業安全規則第2条の6に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

2、安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。

- ① 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- ② 身体の故障、その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。

- ③ 関係法令等の違反または輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められる

第9条（安全統括管理者の責務）

安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- ① 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- ② 輸送の安全の確保の関し、その実施および管理の体制を確立、維持するに。
- ③ 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- ④ 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、全社員に対し周知を図ること。
- ⑤ 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- ⑥ 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の処置を講じること。
- ⑦ 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- ⑧ 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- ⑨ 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育または研修を行うこと。
- ⑩ その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施および管理の方法

第10条（輸送の安全に関する重点施策の実施）

輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

第11条（輸送の安全に関する情報の共有及び伝達）

経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合は、見過ごしたり隠ぺいしたりせず、直ちに関係者に伝えた確な対策を講じる。

第12条（事故、災害に関する報告連絡体制）

事故、災害が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

2、事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップまたは社内の必要な部署等に速やかに伝達されるよう努める。

3、安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。

4、自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告または届出を行う。

第13条（輸送の安全に関する教育及び研修）

第5条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育および研修に関する具体的な計画を策定し着実に実施する。

第14条（輸送の安全に関する内部監査）

安全統括管理者は、自らまたは安全統括管理者が指名するものを実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。また、重大な事故、災害等が発生した場合または同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合、その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

2、安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合は、その結果を改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ当面必要となる緊急には是正処置または予防措置を講じる。

第15条（マネジメントレビューと輸送の安全に関する業務の継続的改善）

社長は、安全管理体制が適切に運営され、有効に機能していることを確認するため、安全管理体制の機能全般に関し、少なくとも一年に一回以上マネジメントレビューを実施する。さらに、重大事故等が発生した場合は即座に実施する。

2、安全統括管理者から事故、災害時に関する報告または前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合、もしくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置または予防措置を講ずる。

3、悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般または必要な事項において、現在よりもさらに高度の安全の確保のための措置を講じる。

第16条（情報の公開）

輸送の安全に関する以下の情報については、毎年外部に対して公表する。

- ① 輸送の安全に関する基本的な方針
- ② 輸送の安全に関する目標および当該目標の達成状況
- ③ 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計
- ④ 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統
- ⑤ 輸送の安全に関する重点施策
- ⑥ 輸送の安全に関する計画
- ⑦ 安全管理規定

⑧ 輸送の安全に関する内部監査結果およびそれを踏まえた措置内容

2、事故発生後における再発防止策等、行政処分後輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に公表する。

第 17 条（輸送の安全に関する記録の管理等）

本規定は、業務の実態に応じ、定期的および適時適切に見直しを行う。

2、輸送の安全に関する基本的な方針の作成にあたっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置または予防措置等を記録し、保存する。

3、前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報、記録および保存の方法は別に定める。

付 則

1、この規則は平成 25 年 4 月 1 日から実施する。